

(目的)

第1条 この条例は、使用済物品等の放置を防止するために必要な事項を定めることにより、美しく快適で安全な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 使用済物品 次に掲げる物品であつて、一度使用されたものをいう。

- ア 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車であつて、農業機械に該当するもの
- イ 道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車のタイヤ
- ウ 道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車
- エ 道路運送車両法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車であつて、2輪のもの(側車付きのものを含む。)
- オ 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車
- カ 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器
- キ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。)第2条第1項に規定する小型電子機器等
- ク アからキまでに掲げるもののほか、金属及び金属以外の材料のいずれもが含まれる物品であつて、放置されると生活環境が悪化するおそれがあるものとして規則で定めるもの

(2) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

(3) 使用済物品回収業 使用済物品(廃棄物となったものを除く。)の収集又は運搬を行う事業をいう。ただし、次に掲げる事業を除く。

- ア 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業
- イ 使用済物品をそのまま又は修理を行つてその本来の用途に供する者へ販売することを目的として収集を行う事業

(市民の責務)

第3条 市民は、この条例及び廃掃法、特定家庭用機器再商品化法、小型家電リサイクル法その他の法令に従い、使用済物品の適正な処分に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 使用済物品を所有し、占有し、又は管理する事業者は、この条例及び廃掃法、特定家庭用機器再商品化法、小型家電リサイクル法その他の法令に従い、使用済物品の保管及び処分を適正に行い、美しく快適で安全な生活環境の保全に努めなければならない。

(土地所有者の責務)

第5条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その所有し、占有し、又は管理する土地において使用済物品が放置されないよう、適正な土地の管理に努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、使用済物品の放置による生活環境の悪化を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 市は、使用済物品の適正な処分を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(使用済物品回収業の届出)

第7条 使用済物品回収業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 収集又は運搬を行う使用済物品の品目及び数量
- (3) 使用済物品を保管する場所、期間及び方法
- (4) 使用済物品回収業を継続して営むための事業計画
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第19条第1項の規定による命令に従うことにより生ずる変更その他規則で定める変更をしようとするときは、この限りでない。

(使用済物品回収業に係る土地所有者の同意)

第8条 前条第1項の規定による届出をしようとする者(以下「届出者」という。)は、あらかじめ事業の用に供しようとする土地(以下「当該地」という。)の所有者(複数の者が所有している場合にあっては、全ての所有者。以下同じ。)に対し、同条第1項第1号から第4号までの事項を説明し、当該地において使用済物品回収業を行うことについての同意を得なければならない。ただし、当該地の全部を届出者のみが所有している場合にあっては、この限りでない。

- 2 当該地の所有者は、前項の規定による説明を受けた場合であって、使用済物品回収業による土壌の汚染及び当該使用済物品回収業で回収された使用済物品等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがあると認めるときは、届出者に対し、当該地における回収業の中止又は当該土壌の汚染及び当該災害の発生を防止するために必要な措置を求めなければならない。
- (使用済物品回収業の計画に係る事前協議等)
- 第9条 届出者は、市長が定めるところにより、あらかじめ当該届出に係る使用済物品回収業の計画について市長と協議しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による協議において、当該事業の届出者に対し、当該地の周辺地区に居住する市民の安全を確保し、及びその生活環境を保全するため必要な指導を行うものとする。
- (使用済物品回収業届出の基準)
- 第10条 市長は、第7条第1項の規定による届出及び添付書類の記載事項に不備がないこと等を確認し、不備があるものについては届出者に対し適宜補正を求めるものとする。
- 2 市長は、第7条第1項の規定による届出が、次の各号のいずれにも適合していると認められた場合に限り、届出を有効とすることができる。
- (1) 届出者が、次のアからシまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 第19条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者で、当該命令に係る措置を完了していないもの
- イ 使用済物品回収業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ウ 精神の機能の障害により、使用済物品回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- エ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- オ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- カ 既に無断で使用済物品回収業を営んでおり、第11条第1項及び第2項の基準を満たさないと認めるに足りる相当の理由がある者
- キ 使用済物品の解体を生業としている者
- ク 袋井市暴力団排除条例(平成23年袋井市条例第30号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)
- ケ 回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人の役員を含む。)がアからクまでのいずれかに該当するもの
- コ 法人でその役員又は規則で定める使用人、その他の従業者のうちにアからクまでのいずれかに該当する者のあるもの
- サ 個人で規則で定める使用人、その他の従業者のうちにアからクまでのいずれかに該当する者のあるもの
- シ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (2) 第8条第1項の同意を得ていること。
- (3) 現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場責任者を置くこと。
- (4) 使用済物品回収業で回収された使用済物品等の発生場所を特定していること。
- (5) 使用済物品回収業の用に供する施設が、廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
- (使用済物品の保管等)
- 第11条 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品を屋外で保管するときは、次に掲げる基準に従わなければならない。
- (1) 次に掲げる要件を満たす場所で保管すること。
- ア 周囲に囲いが設けられていること。
- イ 規則で定めるところにより、見やすい箇所に使用済物品の保管場所である旨その他使用済物品の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
- (2) 保管の方法が、次に掲げる要件を満たすこと。
- ア 使用済物品が飛散し、又は流出しないものであること。
- イ 使用済物品から汚水又は廃液が漏れ出し、地下に浸透しないものであること。
- ウ 使用済物品から悪臭が発散しないものであること。
- エ 規則で定める高さを超えて使用済物品を積み上げないものであること。
- (3) 保管の場所には、ねずみが生息し、又は蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、使用済物品の適正な保管を図るための基準として規則で定めるもの
- 2 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品を運搬するときは、次に掲げる基準に従わなければならない。
- (1) 使用済物品の飛散及び流出を防止することができる構造又は設備を有する車両を使用すること。
- (2) 車両の前後に、規則で定めるところにより、使用済物品を運搬する車両である旨その他必要な事項を表示すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、使用済物品の適正な運搬を図るための基準として規則で定めるもの

3 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品が廃棄物となったときは、遅滞なく、これを処分しなければならない。

(記録の作成等)

第12条 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品を受け取り、又は引き渡したときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。

(1) 取引の年月日

(2) 使用済物品の品目及び数量

2 使用済物品回収業を営む者は、規則で定めるところにより、前項の記録をその作成の日から3年間、保存しておかなければならない。

(使用済物品回収業の廃止)

第13条 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品回収業を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(使用済物品の適正処分)

第14条 使用済物品回収業を営む者又は営んでいた者は、所有する使用済物品を売却その他の適切な方法により処分しなければならない。

(使用済物品の放置の禁止)

第15条 何人も、使用済物品を屋外に放置して、周辺的生活環境を悪化させてはならない。

(使用済物品の放置に関する通報)

第16条 前条の規定に違反して使用済物品が屋外に放置されていることを発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。

(報告及び検査)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、使用済物品回収業を営む者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に、使用済物品回収業を営む者の事務所若しくは使用済物品が保管されている場所に立ち入り、第12条第1項の記録、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする市の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による検査又は調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導又は勧告)

第18条 市長は、使用済物品回収業を営む者が、第11条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該使用済物品の適正な収集、運搬、処分又は保管に関し必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、使用済物品回収業を営んでいた者が、第14条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該使用済物品の適正な処分に関し必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

3 市長は、第2条第3号イに規定する事業を行う者又は使用済物品の収集、運搬、処分若しくは保管をする者が、第15条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該使用済物品の適正な収集、運搬、処分又は保管に関し必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(改善命令)

第19条 市長は、前条第1項に規定する指導又は勧告を受けた者が、第11条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該使用済物品の適正な収集、運搬、処分又は保管に関し必要な措置を講ずべきことを命じることができる。

2 市長は、前条第2項に規定する指導又は勧告を受けた者が、第14条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該使用済物品の適正な処分に関し必要な措置を講ずべきことを命じることができる。

3 市長は、前条第3項に規定する指導又は勧告を受けた者が、第15条の規定に違反していると認める場合において、周辺的生活環境の保全又は生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、その者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命じることができる。

(公表)

第20条 市長は、前条に規定する命令を受けた者(以下「義務者」という。)が、正当な理由なくその命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

3 市長は、前項の規定により当該公表の対象となる者が弁明をしたときは、第1項の規定による公表の際、当該弁明の内容を併せて公表しなければならない。

(代執行)

第21条 市長は、義務者が、正当な理由なくその命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定により、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者にこれを行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

(調査)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第18条の規定による指導若しくは勧告又は第19条の規定による命令の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、調査対象者について、必要な情報の提供又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第24条 第19条の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

2 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条又は第13条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条第1項の規定に違反して記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者
- (3) 第12条第2項の規定に違反して記録を保存しなかった者
- (4) 第17条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年3月31日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下この項において「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)(又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。